

「コロナ時代の航空・空港の経営基盤強化に向けた支援施策パッケージ」について

国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 航空事業課

1

はじめに

航空業界は、新型コロナウイルス感染拡大により、かつてない苦境に立たされています。航空需要は、世界的な移動抑制や水際対策等の影響を大きく受け、緊急事態宣言下の昨年5月には、国内線・国際線とも対前年比9割超の減少という壊滅的な状況となりました。国内線は、度重なる感染再拡大等により回復に時間を要し、また、売上の半分を占める国際線の需要は、いまだに1割に満たない状況が続く、IATA（国際航空運送協会）の試算によるとその回復は令和6年と見込まれるなど、過去に例を見ない甚大な影響が長期化しています（図-1、2）。

こうした状況の中で、航空会社は、事業継続のため人件費を含めたコスト削減などの経営効率化について検討・取組を進めているところですが、事業の性質上、固定費の割合が高く、急激な需要変動に対する生産調整を行にくい収支構造であることから、引き続き極めて厳しい経営状況にあります。

また、空港会社や、空港ビル、地上支援（グラウンドハンドリング）、空港内給油、保安検査、空港内での各種機能の提供を行うテナントなど、日々の航空輸送を支えるその他空港関連企業においても、現下の航空需要の大幅な減少を受け、航

空会社と同様、極めて厳しい経営状況にあります。

今後の需要回復は、感染者数の動向等に影響を受けやすく正確には見通せない状況ではありますが、航空・空港関連企業に対して当面必要となる支援施策をとりまとめ、「コロナ時代の航空・空港の経営基盤強化に向けた支援施策パッケージ」として昨年10月に発表し、実施しています。本稿ではその内容について紹介します。

2

支援の必要性

航空は、公共交通として国内外の交流や国民の生活、社会経済活動を支えるとともに、訪日外国人旅行者2030年6,000万人のインバウンドに関する政府目標の達成など、ポストコロナの成長戦略の実現にも不可欠な「空のインフラ」です。加えて、本年は、延期となった東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も予定されており、そのための輸送力の確保も必須となります。

航空ネットワークがコロナ禍において維持されるとともに、今後の需要回復後の成長投資が確保されるためには、航空ネットワークの基盤となる航空・空港関連企業が経営基盤の強化を図れるよう、国と関係者が連携してしっかりと支援していく必要があります。また、これら約24万人^{*1}の雇用を支える航空・空港関連企業は、2018年度の売上高約5兆円^{*2}から今年度は約6〜7割程度

の減収が見込まれるなど、極めて厳しい経営状況が続いています。適時適切なきめ細かい支援施策を講じることにより、航空ネットワークの担い手である、これら多くの雇用をしっかりと下支えることが必要不可欠です。

- ※1 航空会社 + 空港会社 + 空港ビル会社 + 空港内事業者
- ※2 航空会社 + 主要 11 空港会社

3 パッケージの主な内容

国土交通省は、我が国航空・空港関連企業の収支改善等の取組を支援することにより、経営基盤を強化するとともに、航空ネットワークの維持を図るため、既存の支援策に加え、航空会社等の収益性向上・コスト削減を支援する施策や、空港会社その他空港関連企業への支援策として、昨年 10 月 28 日に本パッケージをとりまとめました。その後も更なる検討を続け、同年 12 月 21 日に改定し内容の充実を図りました（図－3）。

（以下、(1)～(5)は同年 12 月 21 日改定時の本パッケージの内容）

- (1) 航空ネットワーク維持・確保のための施策
 - 【令和2年度下期】旅客需要の減少を踏まえた着陸料等の減免
令和2年度下期（令和2年8月～令和3年2月）分の国内線の着陸料及び停留料について、一律45%の軽減を実施します。
 - 【令和3年度】空港使用料・航空機燃料税の更なる減免
令和3年度において、国内線に係る着陸料、停留料、航行援助施設利用料を合計で約90%軽減し、航空機燃料税の税率を従来の軽減措置からさらに1/2に軽減することにより、総額1,200億円規模の空港使用料・航空機燃料税の減免を実施します。
- (2) 資金需要への対応、雇用維持のための施策
 - 【令和2年度下期】着陸料等の支払い猶予
令和2年度下期分の着陸料、停留料、航行援

R2.12.21改定時の新規・延長等の項目

- 新型コロナの影響により、**航空需要は過去に例を見ない規模で大幅な減少**が続いており、**航空・空港関連企業は極めて厳しい経営状況**。
- 国内外の交流や国民生活、経済活動を支える**航空ネットワークを維持**するとともに、**航空・空港関連企業の経営基盤強化**を図るため、企業におけるコスト削減等の収支改善の取組を前提として、金融機関の取組も合わせて、**国と関係者が連携して強力に支援**。

<h4>1. 航空ネットワーク維持・確保のための施策</h4> <ul style="list-style-type: none"> ■ 旅客需要の減少を踏まえた着陸料等の減免 ・令和2年度下期（令和2年8月～令和3年2月）分の国内線の着陸料・停留料について、旅客需要の減少を踏まえて、一律45%軽減。【減免想定額：約55億円】 ■ 空港使用料・航空機燃料税の更なる減免（令和3年度） ・令和3年度分の国内線の着陸料・停留料・航行援助施設利用料について合計で約90%軽減、航空機燃料税について税率を従来の軽減措置から更に1/2に軽減。 【減免想定額：約1,200億円】 <h4>2. 資金需要への対応、雇用維持のための施策</h4> <ul style="list-style-type: none"> ■ 令和2年度下期の着陸料等の支払い猶予 【猶予想定額：約480億円】 ■ 危機対応融資等の活用による資金繰り支援 【航空会社計約5,000億円】 ■ 国税・地方税等の支払い猶予 ■ 繰越欠損金の控除上限の特例 ■ 雇用調整助成金 【申請済額：約490億円（12月判明時点）】 ■ 産業雇用安定助成金（仮称） <h4>3. 航空輸送の安定的かつ円滑な回復を図るための緊急措置</h4> <ul style="list-style-type: none"> ■ 混雑空港利用ルールの弾力運用（U/Lルールの適用免除） ・2020年冬期ダイヤ全期間、コロナ影響による欠航はカウント除外 ■ 乗務機会の減少等を踏まえた乗務資格維持に係る緩和措置 	<h4>4. コロナ時代における航空・空港関連企業の持続可能な事業構造への転換を支援するための施策</h4> <h5>1) 収益性向上努力を支援するための施策</h5> <ul style="list-style-type: none"> ■ 感染拡大防止と航空需要回復の両立に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ○Gotoトラベル事業の延長と適切な運用 ○感染拡大予防ガイドラインの普及 ○感染リスク最小化のための空港受入環境高度化支援 【10億円】 ○地域航空における感染防止対策等 【305億円の内訳】 ■ 国際的な人の往来再開に向けた段階的措置 <ul style="list-style-type: none"> ○段階的な出国規制の緩和 ○入国時の検査能力の確保 ■ 新たな航空需要獲得のための規制緩和等 <ul style="list-style-type: none"> ○旅客機の客室内での貨物運送実施 ○遊覧飛行等における柔軟な飛行経路の設定支援 <h5>2) コスト削減努力を支援するための施策</h5> <ul style="list-style-type: none"> ■ 飛行経路の短縮等による消費燃料の削減 ■ 安全規制の集中的見直し <ul style="list-style-type: none"> ・乗員・運航・整備等に係る安全規制について、航空業界からの規制緩和・運用弾力化に関する要望に集中的に対応（すでに約20件措置済み） －航空会社内で実施可能な機長認定の範囲の拡大 等
<h4>5. 航空ネットワークの基盤を支える空港関連企業の経営基盤の維持・強化を支援するための施策</h4> <p>【空港会社関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ コンセッション空港・会社管理空港（成田）の空港施設の整備に対する無利子貸付 ・空港施設の整備費用に対し無利子貸付を実施【コンセッション空港：31億円】【成田：50億円】 ■ コンセッション空港における運営権対価分割金等の年度越え猶予（北海道・福岡） ・令和2年度・3年度分を2年猶予（必要に応じ最大3年延長（通算5年猶予））【北海道：26億円／年】【福岡：153億円／年】 ■ 財政投融資を活用した、会社管理空港（関西・中部）による空港インフラ整備 ・ターミナル改修事業等【関西：財政融資728億円】【中部：政府保証221億円】 （事業費ベース）（事業費ベース） <p>【その他空港関連企業関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ コンセッション空港における空港運営事業期間の延長 ・1年延長（更なる延長は会社からの申し入れを踏まえ協議） ■ コンセッション空港における契約上の履行義務の緩和 ■ 国有財産使用料の支払い猶予【約180億円】 ■ 空港会社等に対するその他空港関連企業の支援の要請 ■ グランドハンドリングの生産性の向上 ・資機材の共有化等に向け、支援策を含め検討 	

図－3 コロナ時代の航空・空港の経営基盤強化に向けた支援施策パッケージ（概要）

助施設利用料等の支払いを猶予します。

○金融上の措置

日本政策投資銀行による危機対応融資等の活用や資本性資金の供給等の支援策を実施します。

○国税・地方税の支払い猶予

令和2年2月1日から令和3年2月1日の間に納付期限が到来する国税（消費税，法人税等），地方税（事業税，法人住民税等），社会保険料等の納付猶予の措置を実施します。

○繰越欠損金の控除上限の特例

繰越欠損金の控除上限の特例制度により，将来の成長に向けた投資を後押しします。

○雇用維持のための支援

雇用調整助成金の拡充や，出向元及び出向先双方の企業に対する新たな助成制度の創設により，雇用の維持を支援します。

(3) 航空輸送の安定的かつ円滑な回復を図るための緊急措置

○混雑空港利用ルールの弾力運用

2020年夏期ダイヤと同様，2020年冬期ダイヤ全期間において，新型コロナウイルス感染拡大の影響を理由として欠航した便については，混雑空港利用ルール（U/Lルール）における欠航便のカウントから除外して取り扱うこととします。

○乗務機会の減少等を踏まえた乗務資格維持に係る緩和措置

航空身体検査の有効期間の伸長，乗務にあたって求められる最近の飛行経験における代替措置の設定，機長に求められる審査要件の一時的緩和など，乗務資格維持のための特別措置を講じます。

(4) コロナ時代における航空・空港関連企業の持続可能な事業構造への転換を支援するための施策

① 収益性向上努力を支援するための施策

○GoToトラベル事業の延長と適切な運用
「GoToトラベル事業」について，感染拡大

防止策を徹底しつつ，感染状況を踏まえて適切に運用しながら，本事業を延長することで，国内旅行需要の本格的回復に結び付けていきます（1月末時点で「Go Toトラベル事業」は一時停止中）。

○感染拡大予防ガイドラインの普及

令和2年5月に各業界団体が策定した「航空分野における感染拡大防止ガイドライン」の普及により安全・安心な利用環境の確保を行い，感染拡大防止と航空旅客の回復の両立に向けた取組を実施します。

○感染リスク最小化のための空港受入環境高度化支援

感染拡大防止と航空旅客の回復・増大の両立を目的として，空港ビル内での感染リスク最小化のために，空港ビル会社等が実施する施設整備の経費の一部補助（補助率1/2）を行います。

○地域航空における感染防止対策等

離島航空路線を運航する地域航空に対しても，感染拡大防止対策やポストコロナを見据えたデジタル投資等のための新たな取組に対して経費支援等を行い，地域航空の活性化・継続を図ります。

○国際的な人の往来再開に向けた段階的措置

防疫措置を確保しながら，ビジネストラックやレジデンスストラックの対象国・地域を拡大し，昨年11月までに，成田・羽田・関西に加え中部・福岡・新千歳を加えた6空港において1日2万人の検査能力を確保するなど，国際的な人の往来の活性化に向けた段階的措置を実施しています。

○新たな航空需要獲得のための規制緩和等

旅客機の客室内での貨物輸送の例外的な認可や，遊覧飛行等における柔軟な飛行の経路設定等の支援など，新たな航空需要獲得のための規制緩和等を行います。

② コスト削減努力を支援するための施策

飛行経路短縮などの管制運用による消費燃料の削減や，乗員・整備分野における安全規制の緩

和・運用弾力化、各種手続きの電子化等により、各社のコスト削減努力を支援します。乗員にかかる規制については、国の審査官に代わり社内で機長認定審査を可能とするなど、対応可能なものについては既に見直しを実施しています。

(5) 航空ネットワークの基盤を支える空港関連企業の経営基盤の維持・強化を支援するための施策

- ① コンセッション空港関係
 - 空港施設の整備費用に対する無利子貸付
空港運営会社が実施する空港施設整備費用に対し、無利子貸付を行います。
 - 運営権対価分割金の年度越え猶予
令和2・3年度に支払期限が到来する運営権対価分割金等について、当面の措置として2年猶予します。今後の状況を踏まえ、必要に応じてさらに最大3年延長します。
- ② 会社管理空港関係
 - 関西空港・中部空港関係
財政投融資を活用し、ターミナルなど施設改修等の空港機能強化の取組を推進します。
- ③ その他空港関連企業関係

○国有財産使用料の支払い猶予

令和2年度分の航空局所管の国有財産使用料について、支払期限を令和3年1月まで猶予します。また、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に支払期限が到来する国有財産使用料については、売上減少率などの一定の条件を満たす場合、支払期限から1年間(航空局所管のものは令和4年1月まで)猶予することを可能とします。

○その他

上記の他、事業者の体制の維持や生産性向上に向けた支援を行っていきます。

4 おわりに

今後も需要回復が見通せない状況が続く中で、航空会社と空港会社その他空港関連企業が両輪となって存続していけるよう、また、需要回復後には社会経済の成長を支えていけるよう、国と関係者が連携して支援していく必要があります。

引き続き、業界の経営状況を注視しつつ、国として必要な措置を適時適切に講じてまいります。